

立地適正化計画策定支援業務に係るプレゼンテーション実施要領

- 1 日時 令和3年11月10日（水）午後1時30分から
- 2 会場 ー（オンライン形式）
- 3 参加者数 社
- 4 審査委員
審査委員は、「立地適正化計画策定支援業務に係るプロポーザル審査要項」に規定する市職員10人とする。
- 5 審査方法
「立地適正化計画策定支援業務に係るプロポーザル審査要項」のとおり
- 6 特記事項
 - (1) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
 - (2) オンラインでのプレゼンテーションに必要な機材は各自で用意すること。
 - (3) 準備は開始時刻前の5分以内、説明時間は15分、質疑応答は10分とする。
 - (4) 説明はパワーポイント等任意の形式で実施することとし、企画提案書の内容を逸脱しないこと（企画提案書記載事項に関する詳細説明・補足は可）。追加資料の提出は認めない。
 - (5) プレゼンターは3人以内とし、当業務の担当予定者が実施する。
 - (6) 社名を伏せてプレゼンテーションを行うこと。
 - (7) 事前に接続テストを希望する場合、テストはプレゼンテーションの前日までに行う。実施日時は、事前にまちづくり推進課と調整すること。

7 タイムテーブル

	時 間	提案者名
I	プレゼン 13:30～13:45	A社
	質疑応答 13:45～13:55	
	(10分休憩、撤収、準備)	
II	プレゼン 14:05～14:20	B社
	質疑応答 14:20～14:30	
	(10分休憩、撤収、準備)	
III	プレゼン 14:40～14:55	C社
	質疑応答 14:55～15:05	
	(10分休憩、撤収、準備)	
IV	プレゼン 15:15～15:30	
	質疑応答 15:30～15:40	
	(10分休憩、撤収、準備)	
V	プレゼン 15:50～16:05	
	質疑応答 16:05～16:15	